様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）おかもとむせんでんきかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 岡本無線電機株式会社  （ふりがな）おかもと　たかよし  （法人の場合）代表者の氏名 岡本　崇義  住所　〒556-0005  大阪府 大阪市浪速区 日本橋４丁目８番４号  法人番号　4120001037604  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX方針 | | 公表日 | ①　2025年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HPに『DX推進の取組み』として掲載  　https://www.okamotonet.co.jp/company/images/DX.pdf  　p.3 DXビジョンの頁に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　２．DXビジョン  岡本無線電機が掲げる「E-JUNCTION」  モノに加え、情報も価値として流通する未来へ。  エレクトロニクスで未来を拓くパートナーとして、ITを活用することで一人ひとりの生産性を高め、新しい価値を創造し続けます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年8月29日に開催された取締役会にて『DX方針』を承認。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX方針 | | 公表日 | ①　2025年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HPに『DX推進の取組み』として掲載  　https://www.okamotonet.co.jp/company/images/DX.pdf  　pp.4-8 DX戦略他の頁に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　３．DX戦略  ■デジタル化による社内業務の効率化  社内業務のデジタル化を進めることで、従来の非効率な業務プロセスを見直し、意思決定の迅速化と業務負荷の軽減を図ります。  そして情報の活用を最大化し、生産性と柔軟性の高い組織への変革を目指します。  【具体策例】  EDI推進による業務効率の向上  申請書類のデジタル化による意思決定のスピードアップ  FAXの廃止によるデータ化推進、アナログ作業の削減  ■データ活用  社内データを整理・統合し、分析可能な形に整備することで、業務の最適化と意思決定の高度化を推進します。  そして整備したデータを、在庫管理、マーケティングなど多様な分野で活用し、企業の柔軟性と競争力の向上を目指します。  【具体策例】  取引情報だけでなく、顧客情報、商品情報の社内整備、分析  生成AIの活用による社内問い合わせの自動化  タレントマネジメントによる人材活用■物流DX  業務の自動化・省力化を推進しながら、新たな物流拠点の構築を進めることで、環境変化にも柔軟に対応できる物流基盤の確立を目指します。  また、高品質かつ高効率な物流体制を整えることで、将来的な事業成長にも対応可能な持続性のある仕組みを構築します。  【具体策例】  自動化・オートメーション倉庫による省人化  帳票類のデジタル化によるペーパーレスの促進  ■DX人材の育成  DX戦略を支える土台として、DX人材の育成を推し進めます。  【具体策例】  eラーニング等によるDXに関する研修を実施  ITについての勉強会・Webセミナーの実施  ITパスポート受験補助による資格取得推進  データ分析スキル強化のための教育  生成AI活用のための研修を実施 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年8月29日に開催された取締役会にて『DX方針』を承認。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX方針  　p.10 組織体制の頁に記載、p.8　教育の施策の頁に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　６．組織体制  ■統括責任者  岡本無線電機のDX推進を統括して指揮します。  ■DX事務局  DX推進のためプロジェクトを統括、  各推進担当部門での推進を監督します。  ■DX推進担当  DX推進のためプロジェクトを実施、  各部署でのDX推進を支援します。  ■現場担当  社内の各現場からDX推進を実施します。  また、人材育成（従業員教育）については以下を記載  ■デジタルリテラシーの底上げ  ・eラーニング等によるDXに関する研修を実施  ・ITについての勉強会・Webセミナーの実施  ■DX人材の育成  ・ITパスポート受験補助による資格取得推進  ・データ分析スキル強化のための教育  ・生成AI活用のための研修を実施 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX方針  　p.9 利用する技術や投資計画の頁に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　５．利用する技術や投資計画  01■自動ワークフローの強化  ワークフローシステムの自動化により  意思決定に掛かる  時間を短縮します  02■EDIの推進  電子取引の推進により  業務の効率化・アナログ作業の  削減を目指します  03■クラウドシステム  クラウドシステムを活用し  データ基盤の整備・時代に合わせた  業務への対応を行います  04■生成AIの活用  生成AIの活用により  単純業務の効率化や  社内情報の分析を行います  05■自動化設備（物流）  自動化設備の導入により  物流部門の省力化・効率化を  図ります |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX方針 | | 公表日 | ①　2025年10月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HPに『DX推進の取組み』として掲載  　https://www.okamotonet.co.jp/company/images/DX.pdf  　pp.5-8 DX戦略の頁の一部（下部）に記載 | | 記載内容抜粋 | ①　３．DX戦略  ■デジタル化による社内業務の効率化（KPI）  業務手続のデジタル化件数  取引業務のデジタル化件数  ■データ活用（KPI）  業務データの整備件数  整備データの活用（事例）件数  ■物流DX（KPI）  システム導入に向けて見直した作業工程数  自動化による削減工数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月 1日 | | 発信方法 | ①　DX方針  　当社HPに『DX推進の取組み』として掲載  　https://www.okamotonet.co.jp/company/images/DX.pdf  　p.2 はじめにの頁に記載 | | 発信内容 | ①　１．はじめに  当社は昭和15年、「関東の電子パーツを関西に。関西の電子パーツを関東に。」という発想のもとでスタートし、以来、長年にわたって常に時代の最先端と歩みを共にしてきました。  社会・経済の発展に伴い、当社に求められる役割はますます複雑化し、その変化のスピードも加速の一途をたどっています。  変化していく未来を見据えて、持続的に成長し続けていく力を高めるべく、当社はDX方針を策定いたしました。  岡本無線電機はエレクトロニクスで未来を拓くパートナーとして、世界を結ぶエレクトロニクス業界のジャンクションとなることを目指し、皆様のお役に立てるよう今後も全力で取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2014年 12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ISO/IEC 27001に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の運用を行っており、情報セキュリティ規程の整備、社内インフラ環境へのセキュリティ機器およびセキュリティソフトの導入、全従業員への情報セキュリティ教育を実施しています。  ｢情報セキュリティ基本方針」を当社ホームページに公開  https://www.okamotonet.co.jp/company/images/ISO27001JP.pdf  適用規格 ISO/IEC 27001:2022・JIS Q 27001:2023  登録証番号 JQA-IM1285  登録年月日 2014年12月19日  （登録時はISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014規格にて取得、規格改定を伴う更新審査を受けたため現在は2022年規格） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。